

○ 常用型・登録型、26業務・非26業務関係図

① 常用型・26業務

- ・ソフトウェア開発、機械設計に従事する男性が多い。
- ・できるだけ早い時期に正社員として働きたい・・・約27%
- ・今後も派遣労働者として働きたい・・・約30%
- ・派遣受入期間制限なし
- ・派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない（第40条の5）。

② 登録型・26業務

- ・事務用機器操作、ファイリングに従事する女性が多い。
- ・できるだけ早い時期に正社員として働きたい・・・約31%
- ・今後も派遣労働者として働きたい・・・約37%
- ・派遣受入期間制限なし
- ・派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない（第40条の5）。

③ 常用型・非26業務

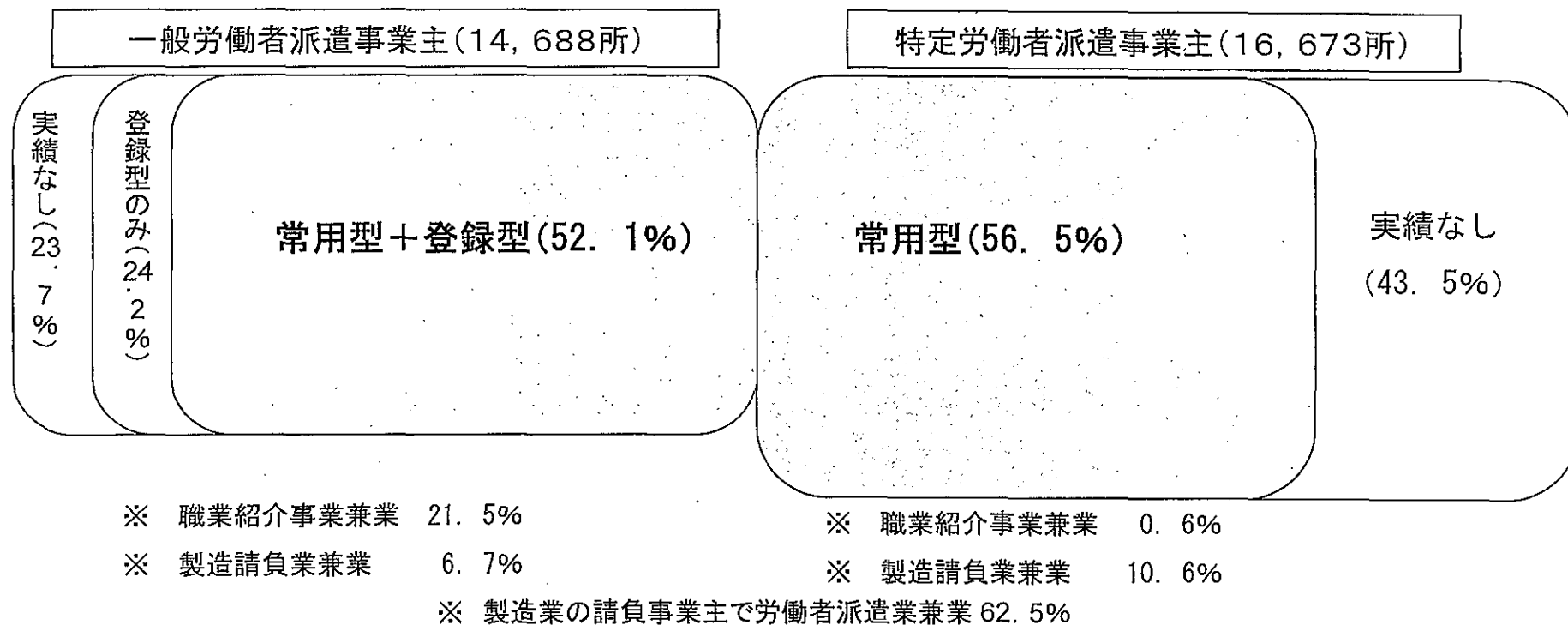
- ・物の製造に従事する男性、一般事務に従事する女性が多い。
- ・できるだけ早い時期に正社員として働きたい・・・約35%
- ・今後も派遣労働者として働きたい・・・約32%
- ・派遣受入期間制限あり（最大3年）
- ・派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であって当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない（第40条の4）。

④ 登録型・非26業務

- ・物の製造に従事する男性、一般事務に従事する女性が多い。
- ・できるだけ早い時期に正社員として働きたい・・・約37%
- ・今後も派遣労働者として働きたい・・・約28%
- ・派遣受入期間制限あり（最大3年）
- ・派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であって当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない（第40条の4）。

⑤ 適用除外業務(港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関連業務(一部を除く))

○ 派遣元事業主の現状



派遣労働者数	
常用雇用労働者	612,632人(一般:455,782人、特定:156,850人)
常用雇用以外の派遣労働者(常用換算)	626,200人
※ 登録者(過去1年以内に労働者派遣されたことのある者)	1,933,982人

資料出所:「平成17年度事業報告」 ※については「労働力需給制度についてのアンケート調査」(平成17年)

○ 派遣労働者の現状(常用型と登録型)

常用型派遣労働者については、男性が多く、1日約8時間・週約5日労働であり、月給が多くなっている。一方、登録型派遣労働者については、女性が多く、1日約7時間・週約5日労働であり、時間給が多くなっている。

[常用型派遣労働者]

[現在行っている仕事]

- ・ ソフトウェア開発が約21%、事務用機器操作が約13%、一般事務が約13%

[年齢・性別]

- ・ 20歳代：25%、30歳代：37%、40歳代：21%、50歳代：9%
- ・ 男性6割、女性4割

[勤務日数、勤務時間等]

- ・ 週当たり勤務日数は平均で約5日
- ・ 現在の派遣先で同一の業務に継続して派遣で働いている期間は平均で約27ヶ月
- ・ 1日の平均勤務時間は、約8時間、平均残業時間は約2時間

[賃金形態、労働・社会保険等]

- ・ 賃金形態は、月給が約54%、時間給が約28%、賃金額は、1ヶ月平均賃金で約23万円(年収で、約337万円)
- ・ 雇用保険に加入しているが約92%、健康保険に加入しているが約88%、厚生年金に加入しているが約86%

[登録型派遣労働者]

[現在行っている仕事]

- ・ 一般事務が約31%、事務用機器操作が約22%

[年齢・性別]

- ・ 20歳代：29%、30歳代：45%、40歳代：16%、50歳代：5%
- ・ 男性2割、女性8割

[勤務日数、勤務時間等]

- ・ 週当たり勤務日数は平均で約5日
- ・ 現在の派遣先で同一の業務に継続して派遣で働いている期間は、平均で約18ヶ月
- ・ 1日の平均勤務時間は、約7時間、平均残業時間は約1時間

[賃金形態、労働・社会保険等]

- ・ 賃金形態は、時間給が約84%、賃金額は、1ヶ月平均賃金で約18万円(年収で約242万円)
- ・ 雇用保険に加入しているが約85%、健康保険に加入しているが約81%、厚生年金に加入しているが約78%

資料出所：厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査」（平成17年）

○ 派遣労働者の意識

26業務以外の常用型及び登録型において、できるだけ早く正社員として働きたいと希望する割合が高い。

①専門的等(26業務)の常用型

今後も派遣労働者として
働きたいと希望する者(約30%)



できるだけ早い時期に
正社員として働きたい(約28%)

②専門的等(26業務)の登録型

今後も派遣労働者として
働きたいと希望する者(約37%)



できるだけ早い時期に
正社員として働きたい(約31%)

③26業務以外の常用型

今後も派遣労働者として
働きたいと希望する者(約30%)



できるだけ早い時期に
正社員として働きたい(約40%)

④26業務以外の登録型

今後も派遣労働者として
働きたいと希望する者(約28%)



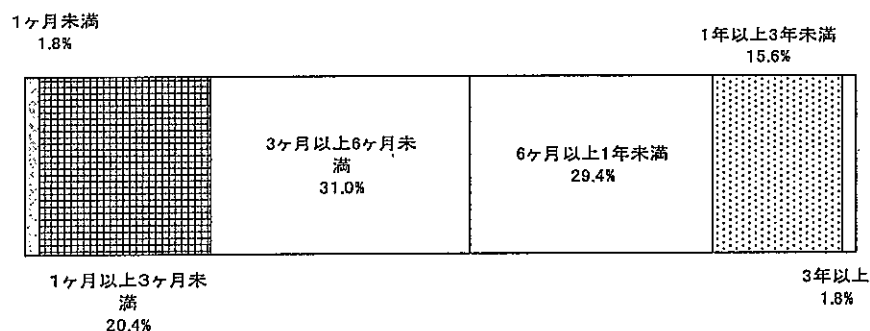
できるだけ早い時期に
正社員として働きたい(約37%)

資料出所:厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート」(平成17年)

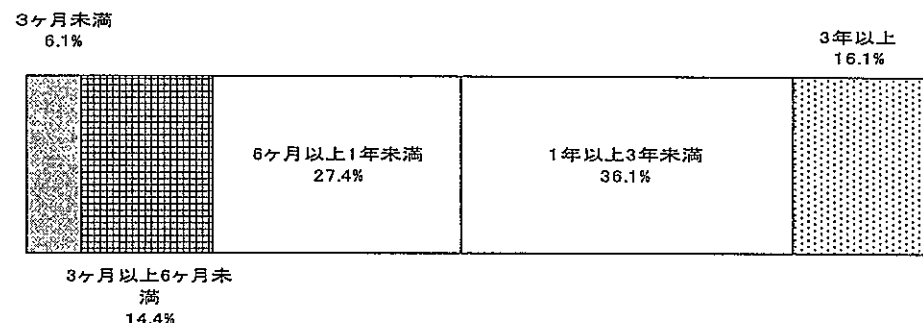
○ 派遣契約期間等

派遣契約期間は3ヶ月以上6ヶ月未満、通算派遣期間は1年以上3年未満が最も多い。
また、登録型についてみると、雇用契約は3ヶ月以上6ヶ月未満が最も多く、派遣先における同一業務で継続就業した契約の更新回数は、4回以上が最も多い。

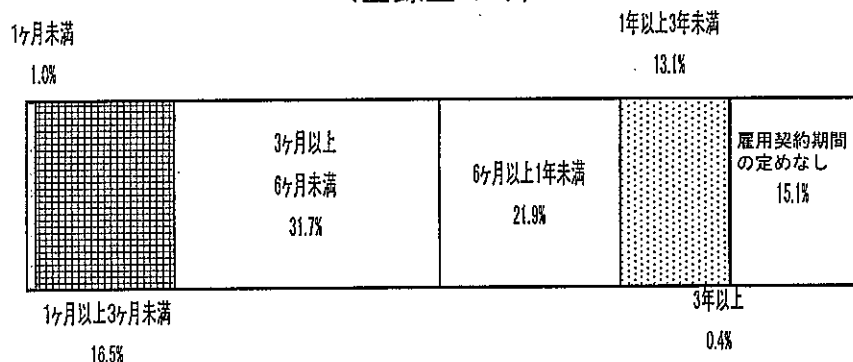
派遣契約期間別契約件数の構成比



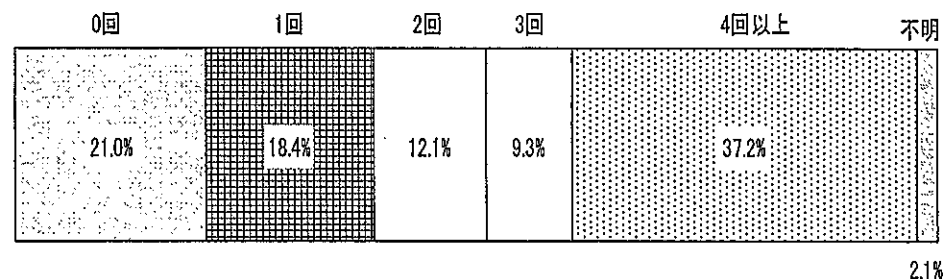
通算派遣期間別契約件数の構成比



派遣元との雇用契約の期間別派遣労働者の構成比
(登録型のみ)



現在の派遣先における同一業務で継続就業した契約の更新回数(「登録型」のみ)



資料出所: 厚生労働省「派遣労働者実態調査」(平成16年)

○ 事業運営の実態

1日当たり平均の雇用契約が1月未満の派遣労働者は、10社合計で約5万3千人、うち、雇用契約が1日単位の派遣労働者は約5万1千人となっている。

- 雇用契約が1月未満の派遣労働者数(1日当たり平均)
:約5万3千人(10社合計)
うち、雇用契約が1日単位:約5万1千人
- 登録時の現住所確認を必ず行い、確認できなければ登録の対象としない
:7社／10社
- 登録後の派遣労働者への連絡・・・電話、携帯電話のメール
- 主な取扱業務・・・倉庫・搬送(9社)、製造(6社)、店舗・量販店(5社)、
飲食店(4社)、イベント・キャンペーン(4社)、
オフィスワーク(4社)

資料出所:厚生労働省「日雇い派遣労働者の実態に関する調査」

○ 短期派遣労働者の実態

短期派遣労働者には若年層が多く、今後の希望についても「現在のままでよい」が45.7%、「正社員」が29.6%となっている。一方、男性の25～39歳では「正社員」を希望する割合が多くなっている。

[年齢・性別]

- ・ 性別 男性・・・58% 女性・・・40%
- ・ 年齢 35歳未満・・・68.8%
(19歳未満:7.0%、20～24歳:25.4%、25～29歳:20.5%、
30～34歳:15.9%、35～39歳:13.6%、40～49歳:11.7%、
50～59歳:2.7%、60歳以上:1.1%)

[契約・就業状況等]

- ・ 短期派遣のみで就業している者が53.2%、短期派遣以外に正社員・自営業等で就業している者が25.5%、学生・主婦16.1%
- ・ 平均就業日数・・・14日／月
- ・ 平均月収・・・13.3万円
- ・ 雇用契約については、1日単位が84.0%、2日～1ヶ月未満が6.6%

[短期派遣で働く理由、今後の希望]

- ・ 短期派遣として働く理由
 - 働く日時を選べて便利であるため・・・47.8%
 - 収入の足しにするため・・・36.7%
 - 正社員として就職するまでのつなぎとして・・・24.7%
- ・ 今後の希望
 - 現在のままでよい・・・45.7%
 - 正社員・・・29.6%
 - その他(契約社員、派遣労働者(1ヶ月以上の有期)、パート・アルバイト)・・・14.2%

<男性・年齢>

- 25～29歳 : 現在のままでよい(34.8%) < 正社員(53.6%)
- 30～34歳 : 現在のままでよい(37.7%) < 正社員(58.0%)
- 35～39歳 : 現在のままでよい(39.6%) < 正社員(45.8%)

<女性>

- 全年齢 : 現在のままでよい(56.9%) > 正社員(19.3%)

<男性・短期派遣で働く理由>

- 正社員で就職できないため :
現在のままでよい(21.2%) < 正社員(69.7%)
- 正社員としての就職先が見つかるまでのつなぎ
現在のままでよい(13.6%) < 正社員(81.6%)

<女性・短期派遣で働く理由>

- 正社員としての就職先が見つかるまでのつなぎ
現在のままでよい(18.9%) < 正社員(59.5%)

資料出所:厚生労働省「日雇い派遣労働者の実態に関する調査」

○ 短期派遣労働者と日雇い労働者(直用)

短期派遣労働者では若年層が多く、今後の希望については、「現在のままでよい」が45.7%となっている。一方、直用の日雇い労働者については、転職非希望者が82.1%となっている。

短期派遣労働者

- 男性:58% 女性:40%
- 35歳未満 68.8%
- 現在の状況
 - ・ 日雇い派遣のみ.....53.2%
 - ・ 主に学生.....13.2%
 - ・ 主に主婦.....2.9%
- 今後も「現在のままでよい」 45.7%
(男性:47.7% 女性:56.9%)
- 平均月収 13.3万円

日雇い労働者(直用)(注1)

- 男性:45.0% 女性55.0%
- 35歳未満 33.9%
- 就業形態
 - ・ 主に仕事.....55.4%
 - ・ 通学のかたわらに仕事.....9.8%
 - ・ 家事などのかたわらに仕事...34.8%
- 転職非希望者(注2) 82.1%
(男性:76.5% 女性:86.9%)
- 平均月収(注3) 11.6万円

(※ 賃金構造基本統計調査の臨時労働者の平均月収)

(注1)日々又は1ヶ月未満の契約で雇われている者(平均月収は除く)

(注2)「転職希望者」を除いた人数

(注3)臨時的労働者(日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、調査期間中の雇われた日数が17日以下の労働者)の「実労働日数」、「1日あたり所定内実労働時間数」と「1時間あたり決まって支給する現金給与額」を乗じて算出

資料出所:「日雇い派遣労働者の実態に関する調査」、「労働力調査(平成18年)」、「賃金構造基本統計調査(平成18年)」

○ 雇用契約の申込義務に係る考え方について

派遣元事業主、派遣先事業主においては、「廃止すべき」又は「努力義務程度に緩和」が多くなっているが、派遣労働者においては、「そのままでよい」が最も多くなっている。一方、派遣労働者においても、「常用労働者として雇われている労働者は適用除外にすべきだ」とする者も一定程度みられる。

		廃止すべき	常用労働者として雇われている労働者は適用除外にすべきだ	努力義務程度に緩和	そのままでよい	強化すべき
派遣元	一般	25.3%	19.7%	29.4%	19.4%	2.6%
	特定	17.3%	36.3%	15.5%	21.3%	2.3%
派遣先		20.5%	12.1%	34.5%	24.1%	1.0%
派遣労働者		8.9%	15.1%	12.3%	43.8%	19.9%

※ 派遣期間制限の定めがない場合のみ

資料出所：厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査」（平成17年）

○ 派遣労働者のみなし雇用制度について(海外)

ドイツ、フランスにおいては、派遣先事業所と派遣労働者の間に、一定の場合に、雇用契約が成立したとみなす制度がある。

○ ドイツ(第96回需給制度部会 大橋教授説明)

派遣先事業所が、無許可の派遣元事業主から派遣労働者を受け入れた場合、派遣先事業所と派遣労働者に労働関係が成立したとみなす。

(業としての人材派遣を行う者は許可制とされ、許可が得られていないのは使用者としての適格性を欠いていることになるため、派遣労働者に実際の指揮命令権を行使する派遣先事業所が雇い主になると考える。)

○ フランス(第97回需給制度部会 島田教授説明)

派遣業務終了後に、派遣先事業所が派遣労働者と雇用契約を締結することなく、又は新たに労働者派遣契約を締結することなく、引き続き派遣労働者を就業させた場合、当該派遣労働者は派遣先事業所と期間の定めのない労働契約を締結しているとみなされる。

※ 実際に派遣先事業所で就業することは少なく、実態として金銭賠償である(期間の定めのない労働契約が締結されているとみなされ、それが破棄される場合に、期間の定めのない労働契約の場合に請求できる補償金が取れるという趣旨)

○ 派遣労働者を社員に登用する制度の有無

派遣労働者を社員に登用する制度については、「制度がない」とする事業所が70%と最も多くなっている。

	総数	正社員として登用する制度がある	嘱託、契約社員として登用する制度がある	制度がない	不明
総数	100%	17.0%	11.6%	70.0%	1.5%

資料出所：厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査」（平成17年）